

平成十一年総理府・大蔵省令第三十一号

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）及び金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第五十六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において「金融業者」、「金融会社等」、「特定金融会社等」及び「社債の発行等」とは、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）第二条及び第三条に規定する金融業者、金融会社等、特定金融会社等及び社債の発行等をいう。

（貸付資金の受入方法）

第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 借入金その他の何らの名義をもってするを問わず、当該金融業者以外の者が当該金融業者の貸付資金とする目的をもってする社債又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げる約束手形の発行により受け入れた金銭の受入れ
- 二 次に掲げる金銭の受入れ

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）に規定する特定目的会社（同法第二条第四項に規定する資産流動化計画において金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。）に対する貸付債権

（貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。）の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特定目的会社がする同法に規定する特定社債券

又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

ロ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第八条第二号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに金銭債権又は金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第八条第四号に掲げる有価証券（金融商品取引法第一条第一項第四号、第五号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）の発行により受け入れた金銭が一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

（登録の申請）

第三条 法第三条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする金融会社等は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一添及び同条第二項の規定による添付書類の一部を添付して、その金融会社等の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に提出しなければならない。）

（登録申請書のその他の記載事項）

第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融会社等を代表する役員の名及び住所
- 二 令第五条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者（以下「貸付審査業務従事者」という。）二名以上の氏名
- 三 金融会社等の種類
- 四 金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出の有無
- 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号
- 六 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けている場合には、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号

（登録申請書の添付書類）

第五条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 別紙様式第二号により作成した貸付審査業務従事者の業務経歴書
- 二 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し
- 三 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合には、同法第八条第一項の許可証の写し
- 四 法第四条第二項に規定する登記事項証明書は、申請の日前三月以内に作成されたものでなければならない。

（登録の通知）

第六条 特定金融会社等が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）は、法第五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三号により作成した登録済通知書により行うものとする。

（特定金融会社等登録簿の縦覧）

第七条 管轄財務局長は、その登録をした特定金融会社等に係る特定金融会社等登録簿を当該特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。）

（登録の拒否の通知）

第八条 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（変更の届出）

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類（当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 商号若しくは名称又は住所を変更した場合

二 資本金又は出資の額を変更した場合

三 住所に変更があつた場合

四 貸付審査業務従事者に変更があつた場合

五 金融会社等の種類に変更があつた場合

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があつた場合

八 前項の規定による届出を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に

登録するものとする。

（登録の移管）

第十条 管轄財務局長は、前条第一項の規定による届出があつた場合（法第四条第一項第一号に規定する住所の変更の届出であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定金融会社等の主たる営業所等の住所を変更するもの届出があつた場合に限る。）は、当該届出書及び特定金融会社等登録簿のうち当該特定金融会社等に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の営業所等の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。

三 特定金融会社等を代表する役員の名又は住所に変更があつた場合

四 貸付審査業務従事者に変更があつた場合

五 金融会社等の種類に変更があつた場合

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があつた場合

八 前項の規定による届出を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に

三 特定金融会社等を代表する役員の名又は住所に変更があつた場合

四 貸付審査業務従事者に変更があつた場合

五 金融会社等の種類に変更があつた場合

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があつた場合

八 前項の規定による届出を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に

三 特定金融会社等を代表する役員の名又は住所に変更があつた場合

四 貸付審査業務従事者に変更があつた場合

五 金融会社等の種類に変更があつた場合

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があつた場合

八 前項の規定による届出を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に

三 特定金融会社等を代表する役員の名又は住所に変更があつた場合

四 貸付審査業務従事者に変更があつた場合

五 金融会社等の種類に変更があつた場合

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があつた場合

八 前項の規定による届出を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に

三 特定金融会社等を代表する役員の名又は住所に変更があつた場合

四 貸付審査業務従事者に変更があつた場合

五 金融会社等の種類に変更があつた場合

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があつた場合

八 前項の規定による届出を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に

3 財務局長は、前項の登録をしたときは、前条第三項の登録変更済通知書により、その旨を当該届出者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第十一条 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第七号により作成した廃止等届出書に、第六条の登録済通知書及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 特定金融会社等が合併により消滅した場合 当該特定金融会社等が解散したことが記載された登記事項証明書及び合併契約書の写し

二 特定金融会社等が破産手続開始の決定により解散した場合 裁判所が当該届出をしようとする者を破産管財人として選任したことを証する書面の写し

三 特定金融会社等が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散をした場合 清算人に係る登記事項証明書

四 前三号以外の理由により特定金融会社等が法第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなった場合 該当しないこととなったことを証明する書類

(公告の方法)

第十二条 法第十一条第二項の規定による所在不明者の公告及び法第十三条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

第十三条 特定金融会社等（法第三条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）が法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定金融会社等は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(標準処理期間)

第十四条 財務局長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請を受理した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間  
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間  
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

この命令は、法の施行の日から施行する。

附則（平成二十二年六月二六日総理府令第六五号）抄

1 この府令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附則（平成二十二年一月一〇日総理府令第一一六号）抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三三号）第九十三条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなす。この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三三三三三三、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項の規定を適用する。

附則（平成二十二年一月一七日総理府令第一三七号）抄

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年一月三十日）から施行する。ただし、第三十条から第三十五条までの規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附則（平成二十八年三月三〇日内閣府令第一八号）抄

第一条 この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第三条から第五条ま

法律施行規則第二条第二号イの規定の適用については、旧特定目的会社及び旧特定目的会社に係る資産流動化計画は、新特定目的会社及び新特定目的会社に係る資産流動化計画とみなす。

附則

（平成二十六年二月二八日内閣府令第一〇九号）抄

1 この府令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年二月二八日内閣府令第一三三号）

この府令は、平成二十七年三月七日から施行する。

附則（平成二十七年四月二八日内閣府令第六七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年四月二六日内閣府令第五五号）抄

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年八月二五日内閣府令第六五号）抄

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年一月七日内閣府令第七九号）抄

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十八年三月二日内閣府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年三月三〇日内閣府令第一八号）抄

第一条 この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第三条から第五条ま

で、第七条及び第八条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則

（平成二十九年三月二三日内閣府令第六号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月六日内閣府令第四号）

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日内閣府令第七五号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条中保険業法施行規則第二百四十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十九号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定

4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）

「の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定





